

育む
働く
住む

遊佐町
YAMAGATA

令和8年度

定住支援ガイド

～遊佐が好きになる、住みたくなる～ 山形県遊佐町IJUターン促進協議会



子育て/教育

子育て世帯移住奨励金

一時所得

対象 移住者であって、0歳～義務教育課程までの子どもを養育する方からなる世帯で、移住の日から5年以上継続して居住する方

支給額 子ども一人当たり18万円/年(3年を限度に交付)

支払い 年4回(4・7・10・1月)

問合せ 健康福祉課子育て支援係 **tel.0234-72-5897**

ゆざっ子誕生祝金

一時所得

支給額 第1子・第2子100,000円 第3子以降200,000円

受取 出生届提出時に申請していただき、窓口で祝金を支給
※ただし、定住する意思がない方は対象外

問合せ 健康福祉課子育て支援係 **tel.0234-72-5897**

出産育児一時金

対象 妊娠84日以上(妊娠4ヶ月=12週に入った日以降)で出産した方
※加入先の保険によって手続きや支払い等の詳細が異なります

支給額 一律500,000円/人

問合せ 《国保加入者》健康福祉課国民健康保険係 **tel.0234-72-5875**
《健康保険加入者》各健康保険組合

妊婦応援給付金

対象 遊佐町に住所を有する妊婦

支給額 妊婦1人につき5万円+胎児の数×5万円

支払い ○妊娠届時に申請 ○産後の赤ちゃん訪問時に申請
※申請後1～2か月後に口座振込

問合せ 健康福祉課健康支援係 **tel.0234-72-4111**

エンゼルヘルパー派遣事業

対象 出生後2年以内の方で、日中母子のみになる家庭

内容 ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う。
●利用日数/30分単位で1日3時間まで。月20日間を限度とする。※ただし、1時間に満たない利用は不可。
●利用時間/午前8時30分～午後8時
●利用料金/30分あたり150円

問合せ 健康福祉課子育て支援係 **tel.0234-72-5897**

産後ケア

対象 ①宿泊型 産後4か月未満のお母さんと赤ちゃん
②通所型 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん(一部4か月未満)
③訪問型 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

内容 産後安心して育児ができるように医療機関等で授乳や育児等のケアを受けることができます。
①宿泊型 医療機関に宿泊 ②通所型 医療機関等へ日帰り
③訪問型 助産師が自宅に訪問 ●利用料金 自己負担あり

問合せ 健康福祉課健康支援係 **tel.0234-72-4111**

赤ちゃんおむつプレゼント

内容 お母さんと赤ちゃんの健康状態を相談しながら紙おむつをプレゼントしています。

配布時期 ●新生児期(新生児訪問時) ●3～4か月(乳幼児健診時)
●6か月(訪問) ●9～10か月(乳幼児健診時)

問合せ 健康福祉課健康支援係 **tel.0234-72-4111**

すくすくゆざっ子支援金

一時所得

対象 0歳から3歳に到達する年度末までの子どもの保護者

支給額 子ども一人当たり15,000円/月

支払い 年3回(4・8・12月)

問合せ 健康福祉課子育て支援係 **tel.0234-72-5897**

子育て支援医療証

対象 町内に住所を有する0歳～18歳
※扶養者の所得等に関係なく一部負担金無で受診可。
ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)

問合せ 健康福祉課国民健康保険係 **tel.0234-72-5875**

ゆざっ子エンゼルサポート

対象 同一保護者の18歳未満(当該年度4月1日時点)第3子以降の保育料(3歳児以上については副食費)が0円
※所得制限なし
※一定の所得以下の世帯は、国及び県の基準により保育料(副食費)が免除されます。

問合せ 健康福祉課子育て支援係 **tel.0234-72-5897**

ひとり親家庭等医療証

対象 所得税非課税で次の方
①配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童
②父又は母が身体又は精神の一定の障がいがある場合
③父母のいない18歳以下の児童
※医療費は無料、ただし入院時の食事代は自己負担

問合せ 健康福祉課国民健康保険係 **tel.0234-72-5875**

就学援助

対象 ①準要保護就学援助費制度
経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭(※所得制限等の支給要件あり)
②特別支援教育就学奨励制度
特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

内容 給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給

問合せ 教育委員会総務学事係 **tel.0234-72-5891**

遊佐高校就学支援事業

対象 県立遊佐高等学校生徒

内容 ①就学支援金(入学時) 70,000円
②介護職員初任者研修受講支援金 25,000円
③キャリアアップ(運転免許取得)支援金 60,000円
④短期海外留学等助成金 経費に対して上限100,000円

問合せ 遊佐高校支援の会事務局
(教育委員会総務学事係内) **tel.0234-72-5891**

教育資金利子補給事業

対象 遊佐町に住所を有する方で、お子さんの進学により教育資金の借入を行った方

内容 教育資金借入を行った場合の借入金利子に対するの支援

支給額 利子補給補助対象額上限200万円に対し、年利2%以内で支給(上限4万円)

問合せ 教育委員会総務学事係 **tel.0234-72-5891**

遊佐町はばたき支援金

対象 遊佐町に住所を有する方で、就学や進学等を予定している学齢の子ども

内容 対象者1人につき、支援金を給付
※対象者には秋ごろ案内を送付する予定です。

補助額 一律30,000円/人

問合せ 教育委員会総務学事係 **tel.0234-72-5891**

遊佐町学校給食費負担軽減事業

対象 遊佐町に住所を有し、町外の小中学校に区域外就学をしている児童生徒の保護者

内容 町内給食費単価×1年間の給食回数を上限とし、給食費の補助を行う

補助額 就学先の学校において保護者が負担した給食費
※町内小中学校の給食単価×1年間の給食回数を上限額とする

問合せ 教育委員会総務学事係 **tel.0234-72-5891**



働く/交流/結婚など

遊佐町新規就農サポート事業

雑所得

対象 遊佐町農業の担い手をめざす研修生

内容 町内の優れた農業経営者のもとで実践研修を行う研修生の生活を支援(最長2年間)

給付額 生活支援 5万円/月
住宅支援 住宅の無償貸与又は賃貸の場合は上限4万円/月

内容 農業経営に必要な免許・資格や機械等購入へ支援

給付額 資格取得や機械購入費の1/2、上限10万円

問合せ 産業課農業振興係 **tel.0234-72-5882**



看護師等奨学金貸付事業

内容 修学等に必要な奨学金の貸付を行います

対象者 《次のすべてに該当する方》

- ①看護師、准看護師を養成する学校等に在学する方。
- ②①の学校等を卒業後に町内の医療施設、福祉施設等に勤務する意志のある方

金額 月額50,000円以内 貸付終了後、3年以内の期間で返還していただきますが、免除等の制度もあります。

問合せ 健康福祉課健康支援係 **tel.0234-72-4111**

面接時の交通費助成(IJUターン定着促進助成金事業)

対象 IJUターン希望者(新卒者を除く)

内容 庄内北部定住自立圏域内(遊佐町・酒田市・庄内町・三川町)で公的機関、圏域内の事業所が実施する就職面接会等に参加する際の交通費を助成

給付額 鉄道賃、航空賃、高速バス料金の1/2(※一人2回まで)
《遊佐町内の事業所の面接の場合》
上限20,000円 それ以外上限10,000円

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**



結婚新生活支援事業

対象 結婚を機に町内で新生活をスタートさせる39歳以下の夫婦(夫婦の所得合計が500万円未満であること)

内容 新居の取得費用、リフォーム費用、賃貸に要した費用、引越費用を支援

交付額 ①夫婦共に29歳以下の場合 上限60万円
②夫婦共に39歳以下の場合 上限30万円

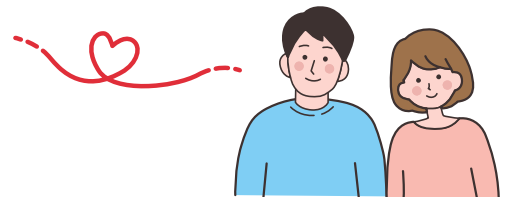
問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

やまがたハッピーサポートセンター入会登録料補助

内容 出会い・結婚のサポートを行う「やまがたハッピーサポートセンター」の入会登録料を補助

交付額 登録料10,000円(2年間有効)のうち、女性は全額、男性は1/2または割引制度を利用した場合は支払金額から5,000円を引いた額

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**



お試し移住体験

対象 遊佐町暮らしを体験したい移住希望者、Uターン希望者

内容 遊佐町の生活を体験できます。無料のお試し住宅の利用可(※2泊~7泊まで。冬期間の灯油代は自己負担)。滞在中は、移住相談、町内施設巡り、住まい探し、先輩移住者との交流など、希望に合わせてスケジュールを調整。通年実施可(受入体制によっては日程調整必要)

問合せ NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 **tel.0234-43-6941**

お試し移住体験時交通費補助

対象 お試し移住体験を利用される町外在住の方

内容 お試し移住体験利用時の住所地~本町の往復交通費を補助

交付額 鉄道賃、航空賃、高速バス料金、レンタカー賃借料等に対し、単身での利用の場合3万円、世帯での利用の場合は1人あたり3万円×利用者数か12万円のいずれか少ない額を上限として交付 ※本町到着の14日前までの申請が必要

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**





空き家バンク(空き家情報活用システム)

- 内容** 空き家を売りたい・貸したい人と、空き家に住みたい人をつなぎます。登録された空き家は、ホームページに掲載し広く発信します。
- 手続き** 空き家の所有者等の方は「空き家バンク登録申込書」を、利用したい方は「空き家バンク利用者登録申込書」を提出
- 問合せ** 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

空き家利活用促進事業(家財道具等処分費用補助)

- 対象** 空き家バンク登録物件の所有者または定住の意思がある空き家バンク利用者
- 内容** 物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃にかかる経費の補助
- 補助額** 事業にかかった経費の1/2、上限20万円
- 問合せ** 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

移住促進空き家利活用支援事業 一時所得

- 内容** 空き家バンク登録物件を購入・賃借して改修した場合、工事の一部を補助
- 対象** 遊佐町空き家バンクを通じ、空き家を購入又は賃貸借契約を結んでいる所有者または利用者
- 補助率**
 - ①所有者工事の場合
 - ・若者世帯十県外者
 - 購入1/2(上限30万円) 賃貸1/3(上限20万円)
 - ・上記いずれか1つに該当
 - 購入1/3(上限20万円) 賃貸1/4(上限15万円)
 - ・上記のいずれにも該当しない
 - 購入1/4(上限15万円) 賃貸1/6(上限10万円)
 - ※利用者工事の場合は、所有者工事の賃貸の補助率と同じ
 - ②新たに10年以上賃貸住宅として登録し改修する場合(上限34万円)
 - 問合せ** 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**



空き家バンク取引仲介手数料補助金

- 内容** 空き家バンク登録物件を購入・賃貸するため、町内仲介業者に支払う仲介手数料費用を補助
- 手続き** 空き家所有者とバンク利用者の双方が同じ町内仲介業者に依頼、仲介業者が補助対象者として町に申請手続きします。
- 補助金** 空き家バンク物件1件につき、所有者及び利用者が支払うべき仲介手数料の合計額(千円未満切り捨て)、上限10万円
- 問合せ** 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

定住住宅新築支援金 一時所得

- 対象** 町内に定住を目的とした専用住宅・併用住宅の新築工事を行い、完成した住宅に住所異動することが確実な方
- 支援額** 交付対象工事費の12%、上限120万円
※建主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限140万円
- 問合せ** 地域生活課管理衛生係 **tel.0234-72-5883**

定住住宅取得支援金 一時所得

- 対象** 次のすべてに該当する方
 - ①定住を目的とした町内の中古住宅・新築建売住宅を購入し、取得した住所に住所異動することが確実な方
 - ②下水道または合併浄化槽を接続していること(購入後に接続しようとしていること)
- 支援額** 交付対象取得費の12%、上限120万円
※買主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限140万円
- 問合せ** 地域生活課管理衛生係 **tel.0234-72-5883**

持家住宅リフォーム支援金 一時所得

- 対象** 次のすべてに該当する方
 - ①申請段階で工事に着手していないこと
 - ②町内建設業者(遊佐町商工会、酒田鮑海建設総合組合)と契約を締結していること
 - ③下水道または合併処理浄化槽に接続していること(または申請と同時に接続しようとしていること)
 - ④町税等の滞納がない方
 - ⑤遊佐町在住の方、または工事後に遊佐町に移住することが確実な方
- 支援額** 対象工事費20万円以上(下水道等接続工事を行う場合は10万円以上)の工事費の12%(上限70万円)
※ただし、下水道等接続工事と同時に行う場合は、対象工事費100万円まで22%、超える分は12%
- 問合せ** 地域生活課管理衛生係 **tel.0234-72-5883**

※各事業や支援は細かい要件や所得上の取り扱いが異なりますので、詳細は各「問合せ」先にお問い合わせ下さい。

お問合せ

遊佐町企画課定住促進係・
遊佐町IJUターン促進協議会
TEL.0234-28-8257

NPO法人
いなか暮らし遊佐応援団
TEL.0234-43-6941

空き家移住支援員
TEL.0234-72-3981

遊佐町IJU

遊佐町IJU(移住)ポータルサイトはこちら!

